

令和5年度高野・熊野地域通訳案内士スキルアップ研修等業務委託仕様書

1 業務の名称

令和5年度高野・熊野地域通訳案内士スキルアップ研修等業務

2 目的

通訳案内士の質の向上、レベルアップを図るため、スキルアップ研修を実施するとともに、就業先とのマッチング支援として就業機会促進講座を実施する。

また、通訳案内士法第54条第1項の規定により定めた高野・熊野地域通訳案内士育成等計画に基づき、高野・熊野地域に関する歴史や文化についての深い知識を有し、外国人観光客が安心かつ快適で充実した旅行ができるよう英語、中国語、フランス語、スペイン語で通訳案内ができる人材を口述試験により選抜する。

3 契約期間

契約の日から令和6年3月31日まで

4 委託業務内容

次の試験及び研修、講座を実施すること。

(1) 口述試験

- ・語学の要件を満たし、かつ、高野・熊野地域通訳案内士育成等計画で定められたすべての研修及び普通救命講習に関する研修の受講を修了している者に対し、1人あたり10分程度の面接形式で研修の理解度、外国語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力についての試験を英語、フランス語、スペイン語、中国語の4言語において実施する。
- ・当試験は、2024年3月に行い、試験会場は和歌山市内とする。
- ・試験問題を作成すること。試験問題は研修内容を踏まえ和歌山県及び試験員と協議のうえ決定すること。
- ・英語の試験員は2名とし、現役の全国通訳士等や英会話講師等、語学力と地元の観光に精通した者とする。フランス語、スペイン語、中国語の試験員は各2名ずつとし、各言語において1名は現役の全国通訳案内士、1名は現役の外国語講師等で、語学力と地元の観光に精通した者とする。試験員は、口述試験問題の作成及び合否判定に関する事務を行う。
- ・合否判定の方法決定にあたっては、当課の監修を経るものとする。

(2) スキルアップ研修

模擬ガイドツアー研修（3日間）

- ・研修を15時間（5時間×3日（スキルアップ研修Ⅰ、スキルアップ研修Ⅱ、スキルアップ研修Ⅲ））実施する。

- ・各言語（英語、フランス語、スペイン語、中国語）の高野・熊野地域通訳案内士及び県内在住全国通訳案内士を対象とする。
- ・研修は、高野山、熊野古道で2日、それ以外の県内観光地等で1日実施するものとする。それぞれの研修場所において、外国語によるガイドの実践を意識した内容とし、各言語（英語、フランス語、スペイン語、中国語）の外国人モニターを募り、言語別に分かれ案内する内容を含むものとする。各言語での実施を主とする。
- ・講師は、総合的なガイドスキルや高野・熊野地域の歴史・文化や和歌山県内の観光地に関する知識に加え、和歌山県内において通訳ガイドとして活躍されている者とする。

※〔研修場所例〕

高野山内、熊野古道、本宮温泉郷、白浜町、串本町等

- ・募集定員は実施日程の各日につき各20名とする。
- ・実務研修に係る実費相当として、研修受講者一人あたり1研修につき5,000円の研修受講料を徴収すること。
- ・各研修の受講者に対し、研修の満足度等に関するアンケートを実施すること。アンケートの内容については和歌山県と協議し決定すること。アンケート結果を集計し、各研修（スキルアップ研修ⅠからⅢ）実施日からそれぞれ15日以内に和歌山県に報告すること。

（3）就業機会促進講座

資格取得後を見据えた就業機会促進に関する講座（3時間）を1回（和歌山市内）実施する。主な内容は県内通訳ガイド団体から育成研修受講者向けに、当ガイド団体の魅力を伝えるプレゼンを実施するとともに、県内ガイド団体への加入を促す内容とする。

なお、本講義は高野・熊野地域通訳案内士及び県内在住全国通訳案内士も参加対象者とし、ガイド団体・資格取得者が通訳案内業務に関する情報交換を行うことができるものとする。

（4）研修事務局運営

試験、研修、講座に関するお問い合わせ、申込受付対応、参加者との連絡調整ができるよう、研修事務局を設置し、平日最低7時間以上、応対可能な職員を専属させるものとする。

（5）業務の詳細内容

ア （1）における試験員、（2）及び（3）における講師の選定、出演交渉及びその他調整業務

イ 口述試験の受験者、合格者の管理及びその他調整業務

ウ （1）～（3）における名簿の作成

- エ (2)における研修受講料徴収業務(納入、返還方法等について参加者に十分説明したうえで、研修受講前までに納入させ、領収書を発行すること。)
- オ (1)における会場手配(口述試験会場4部屋、受験生待機室1部屋)及び会場(3)における会場手配及び会場準備等
- カ (1)における口述試験問題の作成(試験員及び県と協議のうえ作成するものとする)
- キ 受講者等へのアンケート調査の実施及び集計
- ク 開催日当日の運営業務
- ケ 業務終了後の事業実施報告

(6) 運営にあたっての留意点

- ア (2)に研修受講者全員を収容できるバスを用意し、受講者の送迎等の対応を行うものとする。
- イ (1)～(3)に、県職員が立会う場合がある。

(7) 企画提案書に盛り込む内容

- ア (1)～(3)に係る実施体制、安全対策
- イ (1)、(2)のスケジュール
- ウ (1)、(2)の会場
- オ (1)に係る試験員の氏名、資格または経歴、想定口述試験問題
- カ (2)に係る受講者の送迎案及び雨天時、緊急時の対応案
- キ (2)に係る予定講師の氏名・資格または経歴及び研修内容(各行程案も含む)
- ク (3)に係る予定ガイド団体名

(8) 委託業務実施にあたっての留意点

- ア 各事業の遂行については、県と調整を図りつつ、進捗状況を適宜報告すること。
- イ 本業務により製作された成果物の著作権は和歌山県に帰属すること。
- ウ 本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- エ 不測の事態が発生した場合や、事業計画等に重要な変更が生じる場合は、速やかに和歌山県に報告し、協議を行うこと。
- オ 本業務の実施にあたって疑義が生じた事項及び本仕様書に定めがない項目については、和歌山県と受託者が協議すること。

(9) 委託業務実施にあたっての留意点

- ア 各事業の遂行については、県と調整を図りつつ、進捗状況を適宜報告すること。
- イ 本業務により製作された成果物の著作権は和歌山県に帰属すること。
- ウ 本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- エ 不測の事態が発生した場合や、事業計画等に重要な変更が生じる場合は、速やかに和歌山県に報告し、協議を行うこと。

オ 本業務の実施にあたって疑義が生じた事項及び本仕様書に定めがない項目については、和歌山県と受託者が協議すること。